

1333	元弘3	7	7	<p>【後醍醐天皇綸旨】 丹波国大山庄地頭濫妨事、奏聞之處、止其妨可令全所務給之由、天氣所候也。 仍上啓如件。 元弘三年七月七日 左少弁宣明 謹上 東寺供僧等御中</p>	東寺百合文書 ヤ一三十五 大山村史 史料 編所収
1333	元弘3	9	1	<p>【後醍醐天皇綸旨案】 (端裏書) 「綸旨 大山庄以下三ヶ所地頭職事」 丹波国大山庄、備中国新見庄、若狭国太良庄等地頭職永代所被付当寺也。 致知行可專興隆之由、可令下知供僧中給者、 天氣如此、仍上啓如件。 元弘三年九月一日 左少弁 判 謹上 東寺長者僧正御房</p>	東寺百合文書 ひ十二二十三 大山村史 史料 料編所収
1333	元弘3	9	2	<p>【丹波国司庁宣案】 当国大山庄地頭職所有御寄附東寺也。可被存知之旨国宣所候也。 仍執達如件。 元弘三年九月二日 丹波目代殿 広員</p>	東寺百合文書 イ一二十四 大山村史 史料 編所収
1333	元弘3	9	24	<p>【後醍醐天皇綸旨】 当国大山庄前地頭以下輩濫妨事、道意僧正状 副具書 如此。子細見于状候歟。 可被沙汰居雜掌於庄家之旨、天氣所候也。仍執達如件。 (元弘三) 九月廿拾四日 右中弁宣明 丹波守殿</p>	東寺百合文書 ヤ一三十五 大山村史 史料 編所収

1333	元弘3	10	9	<p>【頼尊書状】 当庄職丸ニ尚、可有御尋候。 平野殿庄へ地頭入部すへきよし申候て、昨日下午市熊丸状おたひ候ほとに令進入候。可然様ニ御計候て因幡二郎殿へ被遣御状候者、畏入候。子細載下司之状候之間不委候。 一、大山庄事、新雜掌付候歟。就其、古実之次第、能、可申候。さ様仁をハこれへ可□候。委細旨使者可申入候。このよし申させ給候。恐惶謹言。 十月九日 頼尊 状 中さわ殿 「切封」 中さわ殿 頼尊状 ○年不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。</p>	東寺百合文書 多二十九下一三 十七 大山村史 史料編所収
1333	元弘3	12	8	<p>【大山庄供御用途送文案】 (端裏書) 「大山庄供御用途送文」 被仰下候大山庄役供御用途事、二貫文新門差(指)ニ令付進候。又平野殿郡使入部事、連日令催促候。一切不可存等閑之儀候也。以此旨、可有申御沙汰候。恐惶謹言。 ○年不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。</p>	東寺百合文書 や一下 大山村 史 史料編所収
1333	元弘3	12	15	<p>【評定事書】 (端裏書) 十二月十五日御仏事結願之次第評定 皆参 一、巖増間事、自先寺務、雖被下御教書之案文、向後為寺可為正文委細之上者、可賜○供僧中之由、先別当之許へ可申遣、但尚被拘惜者、正文所要之時候者、可被出之由、以非先別当師法院之仰■手跡可賜証状之由重可申云々。 (中略) 一、大山庄大炊丸過分収納事 任先日之沙汰不可致沙汰之由、可令問答云々。 ○年不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。</p>	東寺百合文書 う一一十二 大 山村史 史料編 所収

1333	元弘 3			<p>【執行書状抜書】 「大山庄事 執行詞」 執行状云 大山庄去々年乃貢事、称大嘗会米使数十人乱入庄家、奪取御年貢等及追捕候了。仍捧寺解并貫首拳状連々雖被経 奏聞候。終無糺返候き。仍寺用人給、悉久無足候了。仍子細直問答事終候了。 ○年月日不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。</p>	東寺百合文書 や一下 大山村 史 史料編所収
1333	元弘 3	12	17	<p>【遍憚書状案】 (端裏書) 「太良庄并大山庄事 申御室并長者書状案」 (太良庄分一通略) 大山庄寺役等事、重々就申入候。悪党押領分明之上者、□(任)所濟之実、可令勤仕之由、被仰下候之条、畏存候。就之、所務間事、令下知雜掌候之処、被載此趣於御教書、被仰下候者、雖不相待御沙汰之落居、地下事等、先内々可秘計誠(会)之由、令申候。可為何様候乎。且当庄地頭方事可被誘仰之旨、内々承候之条、殊悦申候。下向之時者委可令申候。恐々謹言。 十二月十七日 《法印》遍憚 別当法印御房 ○年不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。《法印》は抹消してある</p>	東寺百合文書 忽十六下一二十 三上 大山村史 史料編所収
1334	建武 1	7	4	<p>【左衛門尉佐綱打渡状】 ○雜訴決断所牒ヲ移シテ、丹波葦田庄ニ仁和寺雜掌ヲ入レシム 丹波国葦田庄(氷上郡)雜□□(掌申カ)名主賢忍以下輩濫妨事、今年五月十五日決断所御牒所、後藤佐渡五郎入道相共、沙汰居雜掌於庄家候了、交名人内国法師者称在京付対候、至其他輩者、可參上之旨、面々仰含畢、此旨可有御披露候、恐惶謹言 建武元年七月四日 (中澤)左衛門尉佐綱 請文 (裏判)</p>	仁和寺文書 大 日本史料所収
1334	建武 1	7	9	<p>【雜訴決断所牒】 雜訴決断所牒 七郎入道(名和長年) 東寺雜掌申寺領当国大山庄先地頭以下輩濫妨事 副重申状具書、右止彼妨、重宣沙汰居寺家雜掌於庄家者、以牒。 建武元年七月九日 右大史安倍朝臣(花押) 右中弁藤原朝臣(花押)</p>	東寺百合文書 射十三一十八 大山村史 史料 編所収

1334		9	4	<p>【東寺長者御教書】 (端裏書) 丹波国大山庄備中国新見庄若狭国太良庄等地頭職永代被付当寺由事、綸旨如此。早可令存知給之旨、長者前大僧正御房御氣色処候也。仍執達如件。 九月四日 権大僧都頼憲 謹上 東寺供僧等御中 ○年不詳であるが大山村史史料編の記載順序に従った。</p>	東寺百合文書 あ三十八-五十六 大山村史 史料編所収
1335	建武 2	12	19	<p>【太平記 諸国朝敵蜂起 付 義貞帰洛事】 ○前文十二月二十六日条に収む 又翌日午刻ニ、丹波国ヨリ碓井丹波守盛景、早馬ヲ立テ申シケルハ、去十二月十九日夜、当国住人久下弥三郎時重、波々伯部次郎左衛門尉（為光）、中澤三郎入道（参考太平記ニ金勝院本ニ玄甫トアリ）等ヲ相語ヒテ、守護ノ館へ押寄間、防戦フトイヘトモ、却戦不慮ニ起ルニ依テ、御方破レテ、遂ニ撰州へ引退、然リトイヘトモ、猶他ノカヲ勦（あわせ）テ其恥ヲ雪ン為ニ、使者ヲ赤松入道ニ通シテ、合力ヲ請ル處、圓心野心を挟ムカ、返答ニモ及ハス。剩、將軍ノ御教書ト号シ、國中ノ勢ヲ相催由風聞人口ニアリ。加之、但馬、丹後、丹波ノ朝敵等、備前、備中ノ勢ヲ待、同時ニ山陰、山陽ノ両道ヨリ、攻上ニヘキ由承リ及候。御用心有リヘシト告タリケル。（後略）</p>	太平記 大日本 史料六篇之二所 収
1336	建武 3	8	13	<p>【足利尊氏御教書案】 將軍家御下知案 15 貞治三年四月二日條 丹波国今安保事、停止同国拝師莊預所[]律師坊人兵衛三郎以下輩之濫妨、守先例随寮下知、可致其沙汰之状、如件 建武三年八月十三日 同 栗原保事 備後国栗原保事、停止中澤五郎入道□□（濫妨カ）、守先例随大炊寮之下知、可致其沙汰之状、（如件脱カ） 建武三年八月十三日 御判（尊氏） ○師守記 貞治三年の記事に記載してある</p>	師守記

1336	建武 3	3	10	<p>【太平記 十六 西国蜂起官軍進發附頭家下向奥州事】 去ル程ニ、將軍筑紫へ没落シ給ヒシ刻、四国西国ノ朝敵共、氣ヲ損シ度ヲ失テ、或ハ山林ニ隠レ、或ハ所縁ヲ尋テ、新田殿ノ御教書ヲ賜ラヌ人ハ無リケリ、此時若義貞早速ニ下向セラレタマシカハ、一人モ降参セヌ者ハ有マシカリシヲ、其比天下第一ノ美人ト聞ヘシ勾當ノ内侍ヲ内裏ヨリ賜ハリタリケルニ、暫カ程モ別ヲ悲テ、三月ノ末頃迄、西国下向ノ事延引セラレケルコソ、誠ニ傾国ノ馭ナレ、是ニ依テ丹波国ニハ久下、長澤（中澤）荻野、波々伯部ノ者共、仁木左京大夫頼章ヲ大将トシテ、高山寺ノ城ニ楯籠リ、播磨国ニハ赤松入道圓心、白旗峰ヲ城郭ニ構テ、討手ノ下向ヲ支ントス、（後略）</p> <p>○太平記、毛家本・西源院本・天正本には中澤と在る。 ○南朝廷元元年は北朝の建武三年</p>	太平記 延元元年三月十日条 大日本史料第6篇ノ三所収
1336	建武 3	12	8		
1337	建武 4	12	6	<p>【光厳上皇院宣旨案】 （端裏書） 「院宣并菊亭御施行案」 撰津国忍頂寺々辺下村々雜掌申（中澤）佐綱濫妨事、仁和寺宮御消息 副申状具書 如此、子細見状候口、可沙汰居雜掌於地下之由、可被仰武家之旨、院御氣色所候也、仍言上如件、隆蔭誠恐頓首、謹言 十二月六日 進上 前左馬助殿 中納言隆蔭（四条） 奉</p>	仁和寺文書「茨」25 茨木市史所収
	建武 4	12	7	<p>【沙弥宣濟奉書案】 攝津国忍頂寺々辺下村々雜掌申（中澤）佐綱濫妨事、大宮中納言奉書 副具書 如此、子細状候敷之由、前右大臣殿可申之旨候也、恐々謹言 十二月七日 謹上 武蔵權守殿（高師直） 沙弥宣濟</p>	仁和寺文書「茨」26 茨木市史所収
	建武 4	12	27	<p>【室町幕府引付奉書案】 撰津国忍頂寺々辺以下村々雜掌申（中澤）佐綱濫妨事、申状具書如此、就 院宣、其沙汰訖、早可被沙汰居雜掌於地下、若遵行之後、重濫妨之旨相触之旨、每度雖不被仰、不日莅彼所、如元致沙汰、可被注進子細之状、依仰執達如件、 建武四年十二月二十七日 赤松美作權守殿（範資） 表書云 赤松美作權守殿 前筑後守貞知</p>	仁和寺文書「茨」27 茨木市史所収

1338	建武 5	7	27	<p>【室町幕府引付重奉書案】 (端裏書) 「引付重奉書案」 撰津国忍頂寺雜掌申寺辺以下村々事、重申状具書如此、就、院宣成奉書之処、中澤次郎左衛門尉佐綱雖申子細、所不被許容也、不日沙汰付雜掌於彼下地、可執進請取状、遵行之後、濫妨輩出来者、每度雖不被仰、如元致沙汰、可被注進申子細、若令延引者、任被定之法、可被処罪科之状、依仰執達如件、 建武五年閏七月二十七日 散位 判 (長井広秀) 赤松美作權守殿 (範資) 表書云 赤松美作權守殿 長井大膳大夫 散位広秀</p>	仁和寺文書 「茨」 28 茨木市史所収
1338	建武 5	5	27	<p>【おやまたのしんくわう寺】押領事件 上杉清子書状 お下りの後何事かお渡り候らん、覚束なくこそ候へ、これにハ五月廿二日、天王寺と和泉の堺にて、奥の国司頭家討たれ候て、頸など参り候、その戦にハ目に見えて八幡・住吉頭れさせおハしまして候て、 (中略) さても上口(人カ)におやまたのしんくわう寺を給びて候へハ、虚事にてこそ候へとて、押さへて候なる、下文の案に中澤が裏判して候、御になへもこれの文など参らせ候て候へハ、疑ひ候べき事にて候はぬに、それを猶用ゐられ候ハで、押さへられ候て、様々の事共に候なる、(後略) 五月廿七日 ○年の記載は無いが、内容から建武五年の事と断定する。</p>	上杉家文書 おやまたのしんくわう寺事件 青木文彦氏論文
1338	暦応 1	12	14	<p>焼亡した石清水八幡宮の再建を中澤入道性忍が奉行し、撰社を寄進する 武家奉行人 後藤対馬守行重 中澤入道性忍 安富右近大夫 和泉四郎右衛門尉 (中略) 西鳥居外 稻荷 武家奉行人中澤三郎入道性忍造進之 御遷宮日時暦応二卯十二月二日子時 南宮 御遷宮暦応三十二月二十一日</p>	石清水八幡宮史

1338	曆応1	12	15	<p>石清水八幡宮造宮遷宮に武家奉行人中澤入道性忍が列す (前略) 十五日、天晴、十四日也、然而夜明、遷宮行事官、上卿正二位行大納言兼右近衛衛大将源朝臣 堀川具親、具守、孫具俊子 参議藤原頼教 九条 弁右少弁藤原顕藤、諸衛佐武家奉行人後藤対馬守行重、中澤入道性忍、大和判官代己下下向、為結縁云々。治部兵衛大夫同下向、舞人楽人等悉参集、然而神宝遅々夜曙畢 (中略) 武家奉行後藤対馬守 - 白直垂 - ・ 中澤入道 - 褐抱直垂 - ・ 安富右近大夫和泉次郎右衛門尉以下、東経所程参候、 (中略) 今度遷宮儀用保延次第久我前府長通公内々参向之、毎事尋沙汰之、武家奉行人中澤入道、和泉次郎等同参向之云々。自仙洞被進御告文、春宮亮(四条)隆持朝臣勤使式部大輔菅原長員卿進之、保延例云々</p>	石清水八幡宮史
1339	曆応2				
1340	曆応3				
1341	曆応4	12	21	<p>□□(摂津)国吉志庄(東成郡)、雜掌完勝申濫妨事、 右庄者、為仁和寺南院領、被代々院宣之間、御室一円御管領之地也、世上擾乱之刻、中澤次郎左衛門尉佐綱押妨之時、就申子細、建武四年七月七日、被成施行之間、同八月八日守護人赤松美作權守範資沙汰居雜掌於庄家之條、渡分明也 (以下略) 曆応四年十二月二十一日 左兵衛督源朝臣(花押) 「足利直義」</p>	仁和寺文書 大日本史料所収

1342	康永 1	12	5	<p>【天龍寺造営記録】 五日、勅使并両将軍詣寺、被行两会之礼節、先奉行人巡檢寺辺、御座敷己下用意、侍所参仕人払己下役己所如恆、次両将軍 - 布衣 - 入寺、次勅使着座、次役人催促 - 小侍所沙汰、座次役宛内談、 - 次馬調、 - 御厩別当沙汰粟飯原山城権守清胤 - (中略 必ず大日本史料を見ること)</p> <p>小侍散状云 - 付年齢、 有官日時次第同前 (略) 松田備前二郎左衛門盛信 四十 長井齊藤左衛門尉実持 三十五 秋元彦六左衛門尉定保 五十三 中澤弥六左衛門尉兼基 四十二 吉河二郎左衛門尉経直 三十九 片山彦三郎左衛門尉高親 三十一 (中略) 鶴 錦被物一重 松田盛信引之 綾被物二重 初長井、後秋元 太刀一腰 中澤 (中略) 馬二疋 鞍馬一疋鶴毛、長井治部少輔進、中澤役、 餉馬一匹栗毛、井上少輔五郎進、吉川役 (後略)</p>	天龍寺造営記録																		
1343	康永 2	8	9	<p>九月四日天晴行 中澤入道許、土淵目安上之、今日持向石川入道状了。為公平事之上者、 忝可申沙汰云々、関所等事、□□□送文者不可請取之由申テ返之・・・。</p>	祇園社家日記 雜裁																		
1344	康永 3	3	21	<p>室町幕府引付結番を定ム 一番から四番まで略す 五番</p> <table border="0"> <tr> <td>越後守</td> <td>駿河守</td> <td>長井丹後入道</td> </tr> <tr> <td>伯耆入道</td> <td>後藤老岐入道</td> <td>東下総入道</td> </tr> <tr> <td>島津豊後入道</td> <td>後藤対馬守</td> <td>雑賀隼人入道</td> </tr> <tr> <td>豊前四郎左衛門入道</td> <td>齊藤四郎兵衛入道</td> <td>和田四郎入道</td> </tr> <tr> <td>門眞弾正忠入道</td> <td>杉原左近将監</td> <td>松田右京入道</td> </tr> <tr> <td>青砥左衛門尉</td> <td>佐藤九郎左衛門尉</td> <td>中澤又四郎</td> </tr> </table> <p>○中澤又四郎は又次郎のことカ</p>	越後守	駿河守	長井丹後入道	伯耆入道	後藤老岐入道	東下総入道	島津豊後入道	後藤対馬守	雑賀隼人入道	豊前四郎左衛門入道	齊藤四郎兵衛入道	和田四郎入道	門眞弾正忠入道	杉原左近将監	松田右京入道	青砥左衛門尉	佐藤九郎左衛門尉	中澤又四郎	結城文書 大日本史料所収
越後守	駿河守	長井丹後入道																					
伯耆入道	後藤老岐入道	東下総入道																					
島津豊後入道	後藤対馬守	雑賀隼人入道																					
豊前四郎左衛門入道	齊藤四郎兵衛入道	和田四郎入道																					
門眞弾正忠入道	杉原左近将監	松田右京入道																					
青砥左衛門尉	佐藤九郎左衛門尉	中澤又四郎																					

1344	康永 3	3	22	<p>北朝 石清水臨時祭ヲ追行ス 三月二十二日 壬子天晴、臨時祭、庭座并内大臣拝賀也、臨時祭式日依神人閉籠延引、而其後種々相宥、於神事者不可有子細之旨承諾、依之今日被行云々、延引之時以吉日被行先例也、入夜又聞八幡御綱引神人、依武家沙汰事、又群集社辺、欲乱入社壇、而社務種々致沙汰云々、彼是縦横沙汰尤不便也、就是臨時祭延否尤不審也、</p> <p>(中略) 御参詣奉行 佐々木近江入道 三須雅樂允</p> <p>雅樂民部大夫 中澤又次郎</p>	園大曆 大日本史料所収
1345	貞和 1				
1346	貞和 2				
1347	貞和 3				
1348	貞和 4	8	11	<p>小除目書到来事 八月十一日天晴、今日外記送去夜除聞書、上卿吉田中納言国俊執筆右宰相中將云々 少納言藤原冬能</p> <p>(中略) 掃部允源信綱 平等寺造営功</p> <p>(後略) ○平等寺とは烏丸高辻にある因幡薬師堂のこと 掃部允源信綱とは中澤信綱のこと</p>	園太曆 大日本史料所収
1348	貞和 4	8	27	<p>高野山大塔領備後国太田庄雑掌勝圓重光出連署和与状、訖、如彼状者、左衛門尉頭連代重光相論年貢以下事、 右雑掌訴擬糾決之處、今年七月五日、勝圓重光出連署和興状訖、如彼状者 一、貞和參年分年貢事、右去年 貞和三 頭連代官中澤左衛門三郎盛連以下輩無是非令追預所、押領所務、年貢以下悉抑留之間、及雑掌訴訟也、而盛連狼藉事、頭連在京之間、全令存知之上者、尤雖可明申、相論無益之間、以無為之儀所令和與也、仍於盛連兄弟并中澤次郎等者令、改易代官職訖、及子孫永不可召仕</p> <p>(以下略)</p>	高野山文書 大日本史料所収

1348	貞和 4	10	17	<p>【足利直義御教書案】 周防国仁保庄 - 領家日野 薬壽、- 雜掌慶清申劍注事、 右當庄内水野小高地頭安芸藏人三郎貞敏、抑留初任檢注之由依訴申、可尋沙汰之旨被下院 宣訖、仍為飯尾左衛門大夫貞兼奉行、就加催促、貞敏差進代官捧陳狀也、如狀者、當庄領 家雖及数十代、更無初任檢注之例、可被召出支證、- 取證 -、爰雜掌備進文永檢注目録 之處、地頭乍下給之無音之間、貞兼、去年十一月十五日、今年三月十九日、兩度遣使者之 上、八月廿四日以中澤掃部允信綱并資連使者重雖触遣、于今難洪之條、無理之所致歟、且 惣領地頭平小彦三郎重嗣、任永仁文書、可遂其節之旨、就進承伏請文、雜掌既預裁許訖、 庶子貞敏旁難申子細、然則任先例、可遵行之狀下知如件、 貞和四年十月十七日 左兵衛督源朝臣 判（足利直義）</p>	萩藩閥閱録 大 日本史料第六編 之十一所収
1349	貞和 5 觀応 1	2		<p>高野山大塔領備後国太田庄雜掌謹言上 欲早當庄地頭太田七郎左衛門尉顯連為遁自科、以和與篇渡青近郷地頭職并小世良郷等於領 家間、為後證相互乍申賜御下知狀、顯連立帰、令違乱彼所々上者、嚴密被經御沙汰、被慮 御下知違背罪科間事 (中略) 今年正月二十日顯連代官等打入彼所々令違乱所務之条、希代悪行篇者哉、然早被慮地頭於 御下知違背罪科、於所避渡下地者、任和與狀欲全領家知行、仍恐々言上如件</p>	高野山文書 大 日本史料所収
1350	觀応 2	11	1	<p>【足利義詮御教書】 等持寺[]丹波国、分寺地[]早退中澤彦六妨、嚴密沙汰付院吉、可被申左右之狀 、如件。 觀応二年十一月一日 (押紙) 執事高師直 ○義詮の誤り。 義詮 (花押) (足利義詮)</p>	井上泰蔵氏所蔵 文書 大山村史 史料編所収
1351	觀応 3	8	8	<p>【足利義詮御教書】 北野社領丹波国船井庄雜掌申、當庄内熊崎村。與田村等事、申狀具書遣之、荻野尾張守朝 忠并一宮慈鏡等濫妨云々。中澤次郎左衛門尉相共、今月二十五日以前莅彼所、可打渡下地 也、於雜掌、若令違犯者、任事書之旨、可致沙汰之狀如件 觀応三年八月八日 酒井次郎左衛門尉殿 (花押) 「義詮ナルベシ」</p>	北野文書 大日 本史料所収

1352	文和 1	12	28	<p>【足利義詮御教書案】 去月五日注進狀披見了、知色城合戰之時、被疵之由被聞召、忠功無他之條、尤以神妙、凡鎮西事嚴密沙汰最中也。其間全要害、可相待左右、且地頭御家人以下同心之輩等、就忠節注進可有其沙汰、次討死跡等事、所被下御感也。向後弥可廻籌策之狀、件如。 文和四年十二月二十八日 島津判官殿</p>	島津文書 二 ○色川本 大日本史料六編之二十所収
1352	文和 1	12	28	<p>【足利義詮御教書案】 (朱書) 「坊門殿御感 奉行中澤掃部允 有写」 去十月廿二日薩州知色城合戰之時被疵之由、島津判官師久所注進申也。尤以神妙、弥可抽戰功之狀如件。 文和四年十二月廿八日 島津尾張守殿 御判 (足利義詮) 討死之人々 酒匂兵衛四郎跡 酒匂左衛門四郎跡 土田五郎跡 愛甲弥四郎跡 堀源五郎跡 阿曾谷三郎左衛門跡 討死之御感御教書文章同前</p>	北郷文書 乾○ 日向 大日本史料六編之二十
1353	文和 2	3	19	<p>【足利尊氏、長樂寺寄進狀】 寄付 長樂寺普光庵、 上野国新田庄徳河内畠五町四段在家三字、一天野肥後二郎左衛門尉後家 尼忍性、并神領□(故力)了見知行分一、柳澤、并西谷内田五段、畠七段、在家壹字、一顯通知行 分一、上今居内田貳町九十歩、畠壹町七段、在家四字、一○尻兵衛三郎女 子尼了心知行分一、中今居内畠壹町九段、一為輔知 知行分一、村田内田貳町壹段、一尼淨心 知行分一、田中郷内田貳町畠貳段、一大類五郎左衛門尉 後家尼了覚知行分一、同郷内田九段、一田中五郎三郎 経氏知行分一、小角田村内田壹町壹段、畠壹町、一世良田弥二郎満義知行分一、上堀口并富澤内田貳町九段、在家九字、一中澤左衛門尉大(太)郎入道 後家尼了順知行分一、小野郷内藤木村田壹町、在家貳字、一尼了欽 知行分一、高山庄南神田、并下大塚田壹町、畠三町、在家三字、一尼慈 心知行分一、北笠嶋内田三段、一小野藤三郎入 道尊性知行分、事、 右為当庵領所也者、守先例、可致沙汰之狀如件、 文和二年三月十九日 正二位源朝臣(花押) (足利尊氏)</p>	長樂寺文書 四 ○上野 大日本史料第六編之十七所収

1353	文和 2	8	10	八月十一日、天陰。今日聞、將軍上洛必定之由。昨日飛脚到来。中澤掃部允、自平塚為先陣著濃州。江州路猶不心安之間。一一又留濃州以使達武家云々。又土岐出羽前司頼雄、示大納言有之云々。此上上洛必定條々勿論歟	園太曆 大日本史料所収
1354	文和 3	10	13	【足利義詮御教書】 東寺雜掌宗信申、山城国拝師庄事、小俣六郎代安芸入道并中次（澤）右馬允等、寄事於常新（利力）寺田濫妨云々、事實者太不可然、早止彼輩妨、可沙汰付下地於雜掌之状、如件、 文和三年十月十三日 義詮（足利）	東寺百合文書 七一之三十一 大日本史料第六編之二十七 所収
1355	文和 4	7	9	【足利尊氏御教書案】 朱書 奉行中澤掃部允 注進状披見訖。畠山修理亮直顯事、亦與同凶賊云々。事實者、就令現形、相談合力仁等、不日可加退治之状如件。 文和四年七月九日 一色入道殿（範氏） 御判（尊氏）	薩藩旧記 前集十九 大日本史料六編之十九
1355	文和 4	8	18	【足利尊氏御教書案】 氏久公御譜中 写有之 朱書 將軍家之御返事奉行中澤掃部允 光阿弥陀仏持下 文和四八廿五下国 注進状披見訖。当国凶徒肥後彦太郎種顯、舍弟彦次郎種久、諸太郎兵衛尉政保己下事、早相催一色入道、不日加退治、弥可致忠節之状、如件。 文和四年八月十八日 島津三郎左衛門尉殿（氏久） 御判（尊氏）	薩藩旧記 前集十九 大日本史料六編之十九

1355	文和 4	8	18	<p>【足利尊氏御教書案】 氏久公御譜中 写有之</p> <p>朱書 奉行中澤掃部允、片瀬孫二郎光阿弥陀仏便宜御注進、文和四八廿五下国了。同光阿弥陀仏持下。 注進状披見訖。当国凶徒鮫島彦次郎入道、市来太郎左衛門尉、并在国司次郎入道等事、早相談一色入道（範氏）、不日加退治、弥可致忠節之状、如件。 文和四年八月十八日 御判（尊氏） 島津判官殿（師久）</p> <hr/> <p>朱書 奉行同前防（坊）門殿御返事光阿弥陀仏持下 文和四八廿五下国 去六月一日注進状披見訖。鮫島彦次郎入道、市来太郎左衛門尉并在国司次郎入道已下凶徒等事、早相催國中地頭御家人、且相談一色入道、不日可加退治、次国人等忠否可被注申之状、如件。 文和四年八月十八日 御判（足利義詮） 島津判官殿</p>	<p>薩藩旧記 前 集十九 大日本 史料六編之十九</p>
------	------	---	----	---	---------------------------------------